

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の基本的枠組みについて

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の基本的枠組み決定の主な背景

サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日 閣議決定）
4.2.3 政府機関等におけるセキュリティ強化・充実
（2）クラウド化の推進等による効果的なセキュリティ対策
クラウド化の推進に当たっては、安全性評価など、適切なセキュリティ水準が確保された信頼できるクラウドの利用を促進する方策について検討し、対策を進める。

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日 閣議決定）
3.3 行政機関におけるクラウドサービス利用の徹底
（1）クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備
各府省は、引き続き、クラウドサービス利用方針に基づき、政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、各種クラウドサービスの利用を原則として検討する。
（2）クラウドサービスの安全性評価
安全性評価基準及び安全性評価の監査の仕組みを活用して安全性が評価されたクラウドサービスの利用を開始できるよう、引き続き、環境整備等について検討を進める。

【サイバーセキュリティ戦略本部会合決定（令和2年1月30日）】 議題名：政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて

- 1. 本制度の基本的な枠組み**
本制度で定められた評価プロセスに基づいて、要求する基準に基づいたセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウドサービスを、本制度が公表するクラウドサービスリストに登録。
- 2. 各政府機関等における本制度の利用の考え方**
各政府機関等は、クラウドサービスを調達する際は本制度において登録されたサービスから調達することを原則とし、本制度における登録がないクラウドサービスの調達や、経過措置の詳細は、サイバーセキュリティ対策推進会議、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において定める。
- 3. 本制度の所管と運用体制**
本制度の所管は内閣官房（NISC、IT室）・総務省・経済産業省とし、本制度の最高意思決定機関として、有識者と所管省庁を構成員とした制度運営委員会を設置し、事務局をNISCに置く。
事務局は、本制度の運用状況について、サイバーセキュリティ戦略本部に報告を行う。

セキュリティ評価制度の基本的流れ

